

第 4905 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 1月21日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 社会保険診療報酬の所得計算の特例

**Q**：社会保険診療報酬の所得計算の特例が改正され、医業又は歯科医業から生ずる事業所得に係る総収入金額が7,000万円超となる場合には適用できなくなりましたが、この総収入金額には、仕入リベートなどの雑収入は含まれますか？

**A**：雑収入は含まれないこととなっています。

### 【解説】

法人税に同様の規定があり、ここにおいて、総収入金額とは医業活動から生ずる収益の額をいうのであり、次のような金額は含まれないとしています。

- ①国庫補助金、補償金、保険金その他これらに準ずるものの収入金額
- ②固定資産又は有価証券の譲渡に係る収益の額
- ③受取配当金、受取利子、固定資産の賃貸料等営業外収益の額
- ④貸与寝具、貸与テレビ、洗濯代等の収入金額
- ⑤衣料品の仕入れ割戻しの金額
- ⑥電話使用料、自動販売機等の手数料に係る収入金額
- ⑦マスク、歯ブラシ等の物品販売収入の額

所得税には、このような規定はありませんが、医業又は歯科医業から生ずる事業所得に係る総収入金額とは医行為から生ずる収入を指すものであることから、医業に関連して生ずる雑収入は、これには含まれないと解釈することができます。

